

名古屋港管理組合公報

令和元年12月13日
(金曜日)
第13号

目次

○令和2年度及び令和3年度の建設工事等の競争入札に参加する者の資格審査申請 1

告 示

名古屋港管理組合告示第47号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和2年度及び令和3年度において名古屋港管理組合が発注する建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務（船舶製造を除く。）の一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及び資格審査のインターネットを利用した申請について、次のように定める。

令和元年12月13日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

第1 競争入札に参加することができない者

次の各号の一に該当する者は競争入札に参加することができない。

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- 3 建設工事にあつては、経営事項審査の総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が平成30年7月1日から令和元年6月30日の間までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日の直前に受けたものであつて、かつ、申請日から遡つて1年7月以内の日を審査基準日とするもの）を受けていない者
- 4 建築設計にあつては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- 5 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 6 名古屋港管理組合が指定する国税及び愛知県税が未納である者
- 7 建設工事にあつては、雇用する労働者が雇用保険の被保険者となつたこと並びに健康保険及び厚生年金保険の適用事業所となつたことについて関係機関に届出を行っていない者（ただし、届出を行う義務のない者を除く。）
- 8 「名古屋港管理組合が行う契約等から暴力団関係事業者の排除に関する合意書」（平成23年3月31日付け名古屋港管理組合管理者・愛知県警察本部長締結）及び「名古屋港管理組合が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱」に基づく排除措置を受けている者

9 入札参加資格審査申請に関し故意に虚偽の事項を申請した者

第2 入札参加資格審査の申請方法

競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところによりインターネットを利用して入札参加資格審査の申請をしなければならない。

1 受付期間

(1) 定時受付

令和2年1月6日（月）～令和2年2月17日（月）

平日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 随時受付

令和2年4月1日（水）～令和4年1月31日（月）

平日（日曜日、土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時まで

2 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS/EC）にアクセスし、申請者フォームに必要事項を入力し、送信すること。

URL: <https://www.chotatsue-aichi.jp/portal/index.jsp>

3 添付書類

2による申請後、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定める書類を添付書類として各1部、提出すること。

4 添付書類の提出期間

ア 定時受付

2により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和2年2月25日（火）必着）

イ 随時受付

2により送信した日から7日以内必着

なお、提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日にあたる場合は、その日以後の最初の平日とします。

- 5 添付書類の提出方法及び提出先
次の場所へ原則郵送とする。
名古屋港管理組合建設部管理課工事契約係
名古屋港区港町1番11号（郵便番号455-0033）
- 第3 資格審査
 - 1 資格審査は、第1の競争入札に参加することができない者に該当しないことを調査する。
 - 2 土木、建築等の等級区分を設定している業種については、その総合評定値からいずれかの等級に格付けする。
- 第4 競争入札参加資格の有効期間
入札参加資格決定の日（定時受付は、令和2年4月1日（水））から令和4年3月31日（木）までとする。ただし、令和4年4月1日（金）以降新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、なおその効力を有する。
- 第5 変更等の届出
第2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり届け出なければならない。
- 第6 資格の取消し
競争入札の参加資格を有する者が、次の各号の一に該当するにいたった場合においては、当該資格を取り消し、その事実があった後3年間、競争入札に参加させないことがある。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。
 - 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなく契約を締結又は履行しなかった者
 - 6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - 7 前各号のいずれかにより競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 8 建設工事にあつては、直近に受けた経営事項審査の審査基準日から1年7月を経過することとなった者
 - 9 建設工事にあつては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
 - 10 建築設計にあつては建築士法の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあつては測量法の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
 - 11 その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- 第7 その他
 - 1 入札参加資格者名簿及び入札結果をウェブサイトで公表する予定である。
 - 2 申請後、確認のため申請内容を証明する書面の提示（提出）を求められることがあるので申請は必ず書面で証明できる内容で行うこと。
 - 3 令和2年度及び令和3年度の入札参加資格決定の日までに行う競争入札については、なお従前の例による。
 - 4 入札参加資格申請要領については名古屋港管理組合のホームページに掲載する。
URL:<https://www.port-of-nagoya.jp/>

発行所 名古屋港区港町1番11号

名古屋港管理組合